

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十一年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ケーズデンキ橿原北店

所在地 橿原市小槻町四七三番地ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 交通関係

平成二十一年八月十九日付け開発事業事前協議書を遵守すること。

2 教育関係

(一) 開発区域周辺には幼稚園、小学校及び中学校が含まれるため、工事及び開店後の物資搬入においては警備員を配置する等、児童生徒の登下校時の安全に万全の配慮をすること。

（登校時間 七時三十分から八時まで 下校時間 午後二時三十分から午後四時三十分まで）

(二) 特に休日及び夜間に青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年等の健全育成に協力すること。

(三) 今後、周辺幼稚園、小学校、中学校、PTA等から意見又は要望が出てきた場合には、現時点において予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意を持って話し合い、善処すること。

3 農業関係

(一) 周辺農地の耕作に支障が生じないよう地元と十分協議を行うこと。
(二) 地元利水権者に排水同意を得ること。
(三) 工事期間中は、近隣農地、水路等に濁水等が流入しないようにすること。

4 その他

大規模小売店舗立地法の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで